

知事臨時記者会見（「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」の改定について）

■日時 令和2年5月27日（水）17:05～17:35

■会場 応接室

【発表事項】

はじめに、医師や看護師、病院スタッフの皆さん、そして、感染症対策に携わる保健所や臨床検査技師の方々など、新型コロナウイルスの闘いの最前線で、懸命に御努力いただいている関係の皆さんに、深く敬意と感謝の意を表します。

一昨日、政府は、首都圏の1都3県及び北海道について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を解除いたしました。全ての都道府県において、緊急事態宣言が解除されたことは、新型コロナウイルス感染防止対策に関する全国的な取組の成果と受け止めております。

本県においても、5月9日以降、新規感染者が確認されておらず、感染拡大が抑えられている状況にあります。これも県民や事業者の皆さんの御理解と御協力のおかげであり、改めて御礼を申し上げます。

一方で、新型コロナウイルスとの闘いは長期戦になります。今後、再び感染が拡大する可能性も十分にあり、依然として先行きは不透明と言わざるを得ない状況が続いています。

先般示された政府の方針においては、7月31日までの約2か月間を移行期間として、おおむね3週間ごとに、感染状況や感染拡大リスクを評価しつつ、段階的に外出やイベント開催などの制限を緩和し、社会経済の活動レベルを引き上げていくこととされています。こうした政府の方針や県内の感染状況等を踏まえ、本日、県の「新型コロナウイルス感染拡大防止対策」を改定いたしました。県民や事業の事業者の皆さんにおかれましては、この対策に基づき、当面、6月1日から6月18日までの間、次の3つについてお願ひをいたします。

一点目は、「新しい生活様式」の定着についてであります。県民の皆さんにおかれましては、引き続き、「3つの密」を避けるとともに、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保といった基本的な感染対策を継続するという「新しい生活様式」を徹底していただくようお願いいたします。

事業者の皆さんにおかれましては、時差出勤など、通勤時における人との接触を低減する取組を進めるとともに、在宅勤務やテレワーク、テレビ会議の導入・活用などを、より一層推進していただきますようお願いいたします。

また、一昨日、緊急事態宣言が解除された首都圏の1都3県及び北海道との不要不急の往来は、6月18日までの間、出来るだけ控えていただくようお願いいたします。

これまで国内においてクラスターが発生しているような業種のうち、カラオケやスポーツジム等については、感染防止策が徹底されれば、一定の安全性が確保できると考えられることから、外出の自粛要請を解除することといたしました。その他の接待を伴う飲食業やライブハウス等については、業種ごとに感染拡大予防ガイドラインが策定され、それに基づく対策が徹底されるまでの間、引き続き、外出を控えていただくようお願いいたします。

二点目は、施設に対する協力のお願いについてであります。6月1日から全面再開となる学校を始め、各事業者の皆さんにおかれましては、引き続き、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づいた感染防止対策の徹底をお願いいたします。

三点目は、イベント等に関する協力のお願いについてであります。6月18日までの間は、引き続き、適切な感染防止策を講じた上で、屋内の場合は100人以下、屋外の場合は200人以下の参加人数としていただくようお願いいたします。6月19日以降については、イベントの規模要件を段階的に緩和してまいります。

地域で行われるお祭り等の行事については、全国的または広域的な人の移動が見込まれず、参加者がおおよそ把握できる場合には、適切な感染防止策を講じた上で実施をお願いいたします。全国的または広域的な人の移動が見込まれるイベントや参加者の把握が困難なイベントについては、中止を含めて慎重な対応をお願いいたします。

次に、経済・雇用対策についてであります。現在、県内経済は、宿泊施設や飲食店を始め、様々な業種が大変厳しい状況にあり、早急な対応が求められています。今後は、感染拡大防止を図りつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げ、経済を再生していく必要があります。そのため、まずはこれまで外出の自粛や休業等に御協力をいただいてきた県民の皆さんと宿泊観光関連事業者の皆さんを応援するため、県の6月補正予算や国のGo To キャンペーンに先駆け、県独自となる「福島県民限定の宿泊割引支援」、この制度を6月1日からスタートさせることいたしました。

具体的には、1泊7,000円以上の宿泊に対し、5,000円を割引するもので、2万泊分の予算など、事業全体で1億2,100万円を計上しております。今後は、県の6月補正予算編成も見据え、更なる施策を検討してまいります。

最後に、全ての都道府県において緊急事態宣言が解除されたが、これは決して「安全宣言」を意味するものではありません。新型コロナウイルスについては、今後も持続的な対策が必要になります。私たち一人一人がこれまでの日常生活における行動を変え、「新しい生活様式」を定着させていくことが強く求められています。自分を守ること、そして、自分の大切な人を守る行動が、医療現場の負担を減らし、社会を守ることにつながります。他人への思いやりを持って、辛抱強く、様々な努力と工夫を重ねながら、県民一丸となって、この困難、難局を乗り越えていくことが出来るよう、皆さんの御理解と御協力を重ねてお願いいたします。

【質問事項】

【記者】

段階的にしか（緩和）できないということは理解した上で、一定の業種について、6月1日から18日の間も、外出自粛の要請を続けることになっております。一方で、これらの業者に対する休業要請は解除しており、県民には分かりにくく、また、公益のために泣いてもらう事業者に対し、筋の通った対応と言えるのかという疑問もあります。必要であれば、補償した上で休業を要請するというのが筋であると思いますが、この点について、県では、どのような検討をされ、どういった理由で決定したのか教えてください。

【知事】

様々な御意見があろうかと思います。全国でクラスターが発生しているような施設のうち、感染拡大予防ガイドライン等の実践を通じて、感染防止対策が徹底されれば、一定の安全性が確保できると考えられる施設については、段階的に外出自粛の要請を緩和いたします。

国からの通知においては、全国でクラスターが発生しているような施設のうち、カラオケやスポーツジムなどの施設から段階的に外出自粛を緩和することとされています。こうした考え方に基づき、感染防止対策の徹底を前提として、段階的に外出自粛の要請を緩和することいたしました。その他の業種については、6月18日までに、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを策定予定です。ガイドラインに基づく対策が徹底するまでの間、引き続き、外出を控えていただくよう、県民の皆さんにお願いしてまいります。

【記者】

休業要請をするのが一番分かりやすく、事業者も補償された上で納得されると思いますが、そうではなく、（県民に）外出の自粛を呼び掛ける理由について伺います。

【知事】

前回、こういった休業要請の緩和を行う際にも、事業者に対するお願いと県民に対するお願いに一定のずれが生じておりました。そして、今回、また緩和を行いますが、一部の業種についてそれ（外出自粛）が残るという御指摘は、真摯に受け止めております。そして、これは福島県だけでなく、全国の自治体において同じ問題を抱えていると思います。

事業者の皆さんに対し、県としては、これまで協力金あるいは支援金という独自の対策を講じ、国に対しては、休業で苦しんでおられる皆さんに対する対策をしっかりと講じていただきたいということを要請してまいりました。国においては、一次補正に加え、二次補正の中で、出来る限りの対応を図っていただいていると思います。

一方で、クラスターが発生しているような施設におけるリスクは、今もあると思います。したがって、この先もずっと外出自粛をお願いするというスタンスではなく、6月18日までの間に、全体的なガイドラインを作成しながら、(感染予防)対策を講じていただくことで、次のステージがあるということを、併せてお示ししているところです。

皆さんのそういう御意見を踏まえながら、次のステージに向けて、全体として感染防止対策を講じること、あるいは、こういった業種においてクラスターが発生する事がないように、国を挙げて取り組んでいくことが何よりも重要だと考えております。

【記者】

県の観光キャンペーンについて伺います。6月1日から、国のGo to キャンペーンなどに先立ち、1泊7,000円以上の宿泊で5,000円を補助するということで、割引率がかなり高いと思います。新型コロナにより、特に打撃を受けた観光業、宿泊業を支援するということかと思いますが、知事は観光、宿泊業の現状をどのように分析しているのか。また、キャンペーンによってどういった経済効果を期待しているのか伺います。

【知事】

今回、「福島県民限定の宿泊割引支援制度」を構築いたします。日本全体で緊急事態宣言が解除され、徐々に様々な制限あるいは自粛が緩和されるプロセスにあります。観光については、国の予測では8月1日から全面再開となっておりますが、それまでの期間、6月、7月の2か月間は移行期間という位置付けであるかと思います。

今の段階においては、これまで(福島県に)来ていただいていた多くの首都圏の方、県外の方に対し、「福島県に観光に来てください」と言うことは難しいと考えています。一方で、先ほど御指摘もありましたように、特に観光、宿泊業においては、3月、4月、5月、本当に厳しい状況に置かれています。休業要請が出ていた業種ではありませんが、リスクを勘案し、自ら休業されていた旅館、ホテルもあります。

そういう点を勘案し、県独自の支援を行ってきましたが、これからは、観光再生に向けて次のステップに進んでいきたいと思います。その際に、先ほど申し上げたとおり、県外から、特に首都圏等からお客様を呼び込むという段階ではありません。移行期間なので、まずは、地産地消ということで、県民の皆さんには、コロナの状況を踏まえながら自粛を続けていただき、心身のストレス、疲れもあるうかと思いますので、それを癒やしていただくために、この2か月間は、福島県民の方に県内の旅館、ホテルなどを是非使っていただきたい。そして、そのことが、ここまで3月、4月、5月と苦しんできた福島県内の旅館、ホテルあるいはお土産物屋さん等々も含めて、観光業界全体を元気づけることにつながると考えております。

今回の事業によって、県民の皆さんにより元気になっていただく、そして、観光業が活性化する、この二つの目的が達成できることを期待しております。今回、予備費で1億2,000万円の予算を考えておりますが、仮にこの額で足りないようであれば、更に追加してまいります。県民の皆さんには、県内の宝、地域の宝を見ていただいて、迎える側の旅館、ホテルの事業者の皆さんもお互いに笑顔になっていただけることを期待しております。

【記者】

外出の段階的な緩和に関して、先ほど6月1日から18日までは、5つの都道県との不要不急の往来は出来るだけ控えてもらうということでお話をされていましたが、6月19日以降は、県としては外出の自粛(要請)は行わず、解除されるということでしょうか。

【知事】

都道府県をまたぐ移動について、改めて御説明いたします。5月31日までは、不要不急の都道府県をまたぐ往来は、極力控えていただくようお願いいたします。その上で、6月1日から6月18日までの間につきましては、5月25日に緊急事態宣言が解除された首都圏の1都3県、東京、神奈川、千葉、埼玉及び北海道との不要不急の往来を出来るだけ控えていただきたいと考えております。そして、6月19日以降につきましては、県内外あるいは国内において、大幅な感染拡大が抑えられている状況であれば、更なる緩和という次のステージに進んでいくものと考えております。

【記者】

観光に関して、これも国の方で指針を示しており、6月18日までは、県外からの観光客の呼び込みを控えるということで、6月19日から県外観光客の呼び込みを徐々に実施していくということですが、県の考え方を教えてください。

【知事】

全国的な方針というものが重要だと考えております。したがって、6月19日以降、相当程度、人が動けるようになるということを念頭に置いて、今後、段階的に県外からの観光客を呼び込むという取組も考えております。6月県議会においても、そういう施策を考えていきたいと思います。一方で、先ほど申し上げたとおり、6月、7月は移行期間であります。緊急事態宣言の解除は、「安全宣言」ではありませんし、私たちの身の回りに、まだ新型コロナウイルスがある、いつでも感染するリスクあるいは再発するリスクはあるということを念頭に置いて、まずは、県内の観光業や宿泊業、あるいは飲食業の皆さんに元気になっていただくために、県民の皆さんのが地産地消ということで、我が県、我が古里の観光、企業を応援するという思いで、県内の宝を自ら楽しんでいただくことが重要であると考え、今回の新しい事業を構築しているところです。

【記者】

確認ですが、国の対処方針では、8月1日を目処に全面再開するということですが、県もその方針でよろしいでしょうか。

【知事】

基本的には同じ方針であります。一方で、国もそうだと思いますが、6月、7月の移行段階において、感染の状況や、様々な人の交流の状況をしっかりと確認した上で、あるいは既に旅館やホテルで策定されているガイドラインについて、現場で、いろいろな試行錯誤もあるかと思います。こういったガイドラインをよりレベルの高いものにしていく中で、本当の意味での再開というものが見えてくると思います。2か月間、目の前のことを行い、その上で8月1日以降に本格再開が出来るよう、感染拡大防止と併せて力を入れていきたいと思います。

【記者】

感染拡大の傾向が見られた場合、県民に外出自粛の協力要請も行うありますが、この感染拡大の兆候というのは、どのような状況になったらという具体的な目安があれば教えてください。

【知事】

感染拡大の防止に向けて、引き続き、検査体制の拡充に努めます。先週の前半段階では、PCR検査件数が200件でありました。先週末に倍増して400件、さらに、昨日は50件追加して450件になっています。こういった検査体制について、まずは今日の段階で1日450検体行えるようにする。それに加えて今後、来月中には120検体を追加しますので、トータルで1日570検体のPCR検査が可能になります。御承知のとおり、これまでの最大値は180件ほ

どでしたので、当面、十分に対応できるかと思いますが、まず、こういった検査体制を拡充します。

併せて、患者さんが増加した場合に備えて、県医師会等の関係機関と連携して、入院病床の更なる確保に取り組んでまいります。今日時点においては、病院のベッドが229名分、ホテル（療養）で300室300人分ということで、計529人分を確保しております。一方で、入院者の人数は、病院が6名、ホテルが1名の計7名ですので、529分の7という受入状況になっております。こういった検査、入院体制の余力があるうちに、安定的な受入体制をつくることに、まずしっかりと取り組みます。

その上で、今後の考え方がありますが、政府の専門家会議の提言や、これまでの本県における取組を踏まえ、県内の感染者の状況や医療提供体制の状況、さらには、近隣県における状況等に応じて、こういった感染拡大防止対策や、仮に悪い局面に至った場合についての検討も進めてまいります。

【記者】

1週間で（陽性者が）何人といった、具体的な数字はありますか。

【知事】

国では、今回、（人口）10万人当たり（新規感染者数が）0.5人という数字を解除に当たり使っています。こういったものは、逆の場合においても、大事な指標になるかと考えております。

【記者】

今の質問に追加で、傾向が見られるものの対応として、「クラスターの発生があった場合」というものがありますが、その前段で、感染拡大の兆候として、「10万人当たり0.5人」という数字が当てはまるのだと思います。「クラスターの発生があった場合」というのは、1か所でも（発生したら）ということになるのでしょうか。

【知事】

クラスターの発生につきましては、ある業種の特定の事業形態について、リスクがあった場合には、次の対応を考えていかなければいけないということが、國の方針あるいは県自身の考え方であります。したがって、今、お話をされているのは、おそらく全体としての判断基準ということで、少し性格が異なる部分かと思います。

【記者】

そうすると、「クラスターの発生があった場合は、次により対応する」とあるのは、必ずしも1か所ということではないのでしょうか。

【知事】

おっしゃるとおりです。

【記者】

外出自粛について、クラスターが発生している施設等の中でも差を付けていることについて、改めて伺います。カラオケ、スポーツジム等と、接待を伴う飲食やライブハウス等に差を付けているのはどうしてですか。

【知事】

今回、國からの通知においては、全国でクラスターが発生しているような施設のうち、カラオケやスポーツジムなどの施設から段階的に外出自粛を緩和することとされております。こうした

考え方に基づき、今回の県の考え方を整理しているところであります。

【記者】

政府がそのように示していることは分かりますが、県として決めたわけですので、なぜカラオケ、スポーツジムは良くて、(接待を伴う)飲食業、ライブハウスはだめなのか。そこに差を付けた理由を県として説明すべきだと思います。

【知事】

国の専門家会議あるいは対処方針において、こうした線引きについて、様々な議論、検討がなされたものと思います。それによって、方向性が出され、そういったものを踏まえ、県として、今回の対応を決めております。

【記者】

県として、納得する理由を説明するというよりは、政府が考えて決めたからということなのでしょうか。

【知事】

今を申し上げたとおりで、国の対処方針に基づいて、今回の線引きを整理しており、私どもが確認している範囲では、おおむね他の都道府県や自治体においても同様の対応をされているものと考えております。

【記者】

他の都道府県の対応を伺っているのではなく、福島県としてどうして(決めたの)ですかと伺いました。同じく、観光業についても、県外から観光客が呼び込めないということで、一定の縛りが掛かる状況になると思いますが、それに対して、県独自で宿泊キャンペーンを行うとしているのに、飲食業やライブハウス等の縛りが掛かるところに対する支援というの無いのでしょうか。宿泊業だけ手厚いように見えてしまいます。

【知事】

観光業は、裾野の広い、幅の広い波及効果のある産業です。そして、冒頭で申し上げましたが、非常に厳しい状況の中、収益も落ちている、あるいは、そもそも休業要請の対象でないにもかかわらず、自ら自粛されているという状況がありました。そういったこれまでの取組を勘案して、まず観光業等の業種に対して、県としての独自の支援を行いたいという考えであります。

また、今回、対象になっていない事業者もおられます。そういった方々に対して、県で独自の支援策、例えば、協力金あるいは支援金等を講じてきたところであります。今後、そういった業種がどういう状況にあるのか(を注視しながら)、これはオールジャパンの問題でもありますので、国に対して要請すべきことがあれば、要請してまいります。

【記者】

(緩和するまで) 3つの段階があると思いますが、この段階が、例えば、感染状況によっては二つ目にとどまって、三つ目まで行かないこともあるのか。更にひどい状況になったら、一つ目に戻るのか。また、(次の段階に)行くときには自動的なのか、それとも何日か前に、知事から「次のステップに移ります」という発表があるのか、どのような流れを想定されておりますか。

【知事】

新型コロナウイルスの感染状況は、実際にその時点になってみなければ分からぬ部分があります。現段階においては、今、3週間ごとに3つの期間が設定されていて、様々な規制が緩和され、社会活動、経済活動がより正常化するという方向性になっておりますので、我々自身はそれ

を目指して取り組んでいきたいと思います。

仮に、クラスターが発生し、非常に多くの感染者数が出ているなど、特殊な状況になれば、いったんその歩みが止まってしまう、あるいは、逆戻りすることも残念ながらあり得ると思います。県としては、そういったことが起きないよう、感染防止対策と社会経済活動の再生、この両方を両立できるように、取り組んでまいります。

また、一つ一つの事業所やお店、旅館、ホテル等、事業者の皆さんのがイドラインに基づいたきめ細かな対応を行っていくことが非常に重要になってくると思います。県民の皆さんも、今後、出掛けていただくことになりますが、その場合も、自分が行くお店あるいは事業所が、どういった対策をしているのかということを、自分自身も気を付けながら使っていただくことが重要だと思いますので、こういった点も丁寧に広報していきたいと思います。

また、3週間ごとに次のステップに移っていく際には、今日のような本部員会議、あるいは、県としての考え方をしっかりとお示しすることが重要だと思っておりますので、そうした形式を想定しております。

(終了)